



安心・安全・お得な 商工会からのご案内

「商工会は行きます 聞きます 提案します ~会員満足向上運動~」



商工会は、主として町村における商工業の総合的改善発達を図るとともに、社会一般の福祉の増進に資することを目的として、特別の法律により設立されている法人です。商工業者の皆様へ経営支援や地域の活性化を図るための様々な活動を行っています。

CONTENTS

1. 商工会の事業
2. 全国商工会会員福祉共済
3. 商工会貯蓄共済制度
4. 小規模企業共済制度
5. 経営セーフティ共済（倒産防止共済）制度
6. 中小企業退職金共済制度
7. 中小企業PL保険制度
8. マル経融資制度

皆様の経営の改善発達のために

【経営改善普及事業】

商工会が行っている「経営改善普及事業」とは、小規模事業者の経営や技術の改善発達を図るための事業で、経済産業大臣の定める資格を持つ経営指導員などが、金融・税務・経営・労務などの相談や指導に従事するとともに、商店街の近代化やむらおこし事業など、地域の活性化のために様々な取り組みを行っています。

この事業には、国と都道府県の補助金が交付されており、秘密厳守、原則無料にて相談指導にあたっていますので、安心してご相談ください。

商工業者のくらしと、地域社会の幸せづくりのために

【地域総合振興事業】

商工会は、地域の「総合経済団体」また中小企業の「指導団体」として、豊かな地域づくりと商工業の振興のために、様々な地域振興事業に取り組んでいます。

地域を育むパートナー
沖縄県商工会連合会

経営指導

経営指導員の指導が受けられます

商工会では、経営のことでお悩みの皆様に対し、窓口にて経営指導員等が適切なアドバイスを行っています。その他にも、定期的に皆様の地域を回る巡回指導も行っています。

また、企業力をアップさせたいとお考えの皆様に対し経営革新支援を積極的に実施しています。さらに、法律や税金などの専門家が皆様のご相談を承りますので、気軽に商工会にご相談ください。

金融相談

“無担保・無保証・低利”の融資が受けられます

商工会では、金融面でさまざまな制約がある小規模事業者の方に、商工会の推薦により、無担保・無保証・低利で事業資金の融資を受けられる制度を紹介しています。

税務・経理・記帳代行

記帳のお手伝いをします

商工会では、「税金の各種控除を知りたい」、「青色申告制度ってなに?」など、皆様のお悩みに対し、帳簿のつけ方から決算、申告の仕方まで適切なアドバイスを行っています。決算や申告期には税理士が、皆様の専門の相談員として無料の税務相談に応じています。また、コンピュータによる記帳代行によって元帳作成など面倒な記帳業務をあなたに代わってスピーディに処理します。

講習会・研修会

講習会などへの参加ができます

商工会では、経営者の皆様にとって、必要な知識や技術などに関する情報を提供するために、各種講習会や研修会などを開催しています。気軽にご参加ください。

エキスパート・バンク

皆様のお悩みを解決! 専門家がアドバイス

商工会では、専門的知識や技術面で困っている小規模事業者に対し、専門家を派遣して適切な指導助言を行っています。

労務指導

福利厚生について適切なアドバイスを行います

商工会では、皆様の企業にお勤めの従業員の福利厚生のために、社会保険、労働保険、退職金などについて、ご相談にのり適切なアドバイスをしています。

青年部・女性部

青年経営者や商工業に携わる女性を育成・支援します

青年部および女性部は、商工業の発展と魅力ある地域づくりを目指して、多彩な活動を展開しています。例えば、企業経営に役立つネットワークづくりや起業家の育成、事業継承や女性の社会進出の支援をはじめ、パソコン研修など、商工業者の資質向上と地域経済の活性化に努めています。

地域(まち)づくり

新しい事業に取り組む皆様のために
【創業・経営革新支援事業】

創業を予定している方や新たな事業分野開拓を志す起業家の方のために、個別相談指導や少人数制によるゼミナール形式の創業塾や経営革新塾の開催な、幅広い支援を行っています。

地域の産業おこしを支援します
【地域産業おこし】

商工会では、地域資源を活用した特産品づくりや販路開拓支援、新しい観光ルートの開発を目的としたむらおこし事業、法律に基づき小規模事業者の事業活動を支援するための施設を設置する基盤施設事業など、地域の産業おこしを図るための事業等を行っています。

個性ある地域(まち)をめざして
【イベントの開催】

商工会では、地域活性化を図るために、産業祭、物産展、スポーツ大会などを開催しています。また、祭りや地域伝統芸能などの地域文化の継承、保存も積極的に支援しています。

2

全国商工会会員福祉共済

特約とのセット加入でケガも病気も手厚い補償!

なっとく 福祉共済は月額**2,000円**の手頃な掛金!

あんしん 年齢・性別・職種に関わりなく**一律!**

さらに 医療特約は月額**1,000円**の掛金!

▶ ご加入できる方

商工会の会員とその家族、会員の従業員とその家族、商工会、連合会の役職員とその家族(医療特約も同様です)

※「家族」とは…①配偶者、父母、子 ②同居かつ扶養している祖父母・兄弟姉妹・孫 ③配偶者の父母 をいいます。

福祉共済

満**6歳**から満**85歳**まで補償
ケガによる死亡・後遺障害、
入院・手術、通院を補償します。



医療特約

満**6歳**から満**74歳**まで補償
疾病による入院、手術を補償します。
医療特約は福祉共済に
加入されている方のみがご申し込みいただけます。

**中途加入
申込受付中!**
毎月1日午後4時の
共済始期でご加入に
なれます。

Point 1 仕事以外でも、**国内外24時間補償!**
労災保険を補完します。

Point 2 ケガも病気も**日帰り入院**から補償!

Point 3 医師の**診査は不要です!**
健康状態の告知のみでお申込みいただけます(医療特約にご加入の場合)
(告知いただいた内容によっては、ご加入をお断りすることがあります。)



▶ 掛金(保険料)と共済金(保険金)

共済種類		福祉共済			医療特約		
加入タイプ		Aタイプ	Bタイプ	Cタイプ※	Dタイプ	Eタイプ	
加入年齢(注)		満6歳～65歳 (継続加入は満74歳まで)	満66歳～88歳 (継続加入は満85歳まで)	満6歳～65歳 (継続加入は満74歳まで)	満6歳～65歳	満66歳～74歳	
掛金(月額)		2,000円	2,000円	1,000円	1,000円※1	1,000円※1	
共済金額(保険金額)	死亡共済金	交通事故	1,000万円	700万円	400万円		
		不慮の事故	800万円	500万円	300万円		
	後遺障害共済金	交通事故	1,000万円～10万円	700万円～7万円	400万円～4万円		
		不慮の事故	800万円～8万円	500万円～5万円	300万円～3万円		
	手術共済金	交通事故・不慮の事故	手術の内容に応じて 20・10・5万円	手術の内容に応じて 10・5・2.5万円	手術の内容に応じて 10・5・2.5万円		
	入院共済金	交通事故・不慮の事故	8,000円 (1日目～100日目)	5,000円 (3日目～100日目)	4,000円 (1日目～100日目)		
	通院共済金	交通事故・不慮の事故	3,000円 (3日目～100日目)	1,500円 (3日目～100日目)	1,500円 (3日目～100日目)		
疾病入院見舞金		疾病による継続した30日以上入院	5万円	—	2.5万円		
共済金及び保険金		疾病入院共済金及び保険金 (1日あたり)	—	—	—	5,000円※2	4,000円※2
疾病手術共済金及び保険金		—	—	—	—	—	

福祉共済にご加入の方はD・Eのいずれかにご加入いただけます。



(注) 保険期間開始時点での満年齢をいいます。
※Cタイプのみのご加入はできません。

※1 月額掛金1,000円に含まれる東京海上日動火災保険(株)の医療保険の保険料は190円です。
※2 疾病による入院1日あたりの支給額のうち、東京海上日動火災保険(株)の医療保険が750円を補償します。

3 商工会貯蓄共済制度

ひとつの掛金で3つのメリット! 貯蓄 融資 保障

- ▶ **ご加入できる方 (加入者=共済掛金払込者)** 商工会の会員及びその家族、従業員。
- ▶ **生命保障の対象となる方 (被保険者)** 商工会の会員及びその家族、従業員で5歳7ヶ月から65歳6ヶ月までの健康な方。
- ▶ **保険内容** 加入期間中 (保険契約期間中) に被保険者が亡くなられたり、高度障害 (注: 傷害、医療) になられた時は、保険金とそれまでの貯蓄積立金をそれぞれお支払いいたします。

共済の内容		モデル1 (保障重視型)			モデル2 (貯蓄重視型)			
共済掛金		月額2,000円			月額2,000円			
加入口数		被保険者1人につき50口						
加入期間		10年						
保険料		集団扱定期保険料につき低保険料						
事務経費		年額1,200円						
保障内容	年齢	6歳~46歳	47歳~54歳	55歳~65歳	6歳~38歳	39歳~48歳	49歳~58歳	59歳~65歳
	死亡保険金	100万円	50万円	25万円	100万円	50万円	25万円	10万円
	加入限度額	5,000万円	2,500万円	1,250万円	5,000万円	2,500万円	1,250万円	500万円

※保険料 被保険者の性別、年齢による保険料が年1回掛金から差し引かれます。なお、ご加入当初、保険料が掛金を上回る場合がありますが、連合会において不足分を立替えさせていただきます。

商工貯蓄共済医療保障特約型

お支払い事由		給付内容	
入院 (災害・疾病) 入院給付金	疾病で2日以上継続して入院されたとき 不慮の事故による傷害で事故の日から180日以内に2日以上継続して入院されたとき	1日あたり/5,000円 (基本入院給付金日額)	●1入院の支払い限度日数: 120日 ●通算支払い限度日数: 1,095日
手術 手術給付金	病気やケガで所定の手術を受けられたとき または骨髄幹細胞移植を目的とした骨髄幹細胞採取手術を受けられたとき	手術1回につき、手術の種類により20万円・10万円・5万円 ※ただし、骨髄幹細胞採取手術の場合は、保障期間を通じて1回を限度とし、責任開始日から、その日を含めて1年を経過した日以後の手術に対してお支払いします。	
無事故給付金	①判定期間満了時に生存していること ②判定期間中に災害入院給付金、疾病入院給付金、手術給付金のいずれもが一度も支払われなかったとき	10年満期: 5年毎に5万円 (合計10万円) 5年満期: 満期時に10万円	

※保障内容の詳細についてはサブラルタル生命の「ご契約のしおり・約款」をご覧ください。

融資の斡旋について

- ▶ **申込資格** 貯蓄共済に加入し、6ヶ月以上正常な掛金継続を行い、かつ借入金返済も確実に認められた方は、融資の斡旋が受けられます。最高融資限度額は、2,000万円まで。(家族及び従業員の加入口数も加算可能)

融資限度額	加入経過期間	一口につき	種別	最高融資限度額
6ヶ月以上	120万円以内	貯蓄積立金範囲内		積立額
		信用貸付		2,000万円
		信用保証協会		2,000万円
		不動産担保		2,000万円
		生活融資		200万円

- ▶ **期間** ①運転資金(5年以内) ②設備資金(10年以内) ③生活資金(5年以内)

- ▶ **償還方法** 原則として借入の翌月から月賦償還(元金均等、元利均等)。ただし、一括返済の方法もあります。(注)保証協会取付の場合は元金均等のみ。

4 小規模企業共済制度

**経営者ご自身のために退職金をご用意してみませんか？
国の共済制度のため、掛金は全額所得控除。**



▶ 国がつくった共済制度だから安心・確実です

- 全国で約124万人の方が加入しています。(平成20年度末現在)
- 共済金・解約手当金の受給権は、差押禁止債権として保護されています。

▶ ご加入できる方

- 常時使用する従業員が20人以下(商業・サービス業では5人以下)の個人事業主及び会社の役員
- 事業に従事する組合員が20人以下の企業組合の役員
- 常時使用する従業員が20人以下の協業組合の役員
- 常時使用する従業員が5人以下の弁護士法人、税理士法人等の士業法人の社員

▶ 掛 金

- 掛金月額、1,000円～70,000円までの範囲内(500円単位)で自由に選べます。(半年払や年払いもできます。)
- 掛金は増額・減額ができます。(減額には一定の要件が必要です。)
- 掛金は加入された方ご自身の預金口座からの振替となります。

加入者の声

Kさん(68歳)は33年間プロパンガス小売店を営んでいる。商売は順調で、後継者がいなくて悩んでいる同業者とは異なり、息子さんは店を手伝っていて頼もしい跡継ぎとなっている。

Kさんは最近、体調を崩して体力の限界を感じ、息子に店を引き継ごうかと思い小規模企業共済制度の共済金を受けることを考えていた。

ただ、毎月の収入や貯えがあり、共済金額を一括で受け取ることはしたくないと思っていた時に、事業団から提供された資料の中に共済金を分割で受け取れることが記載されているのを見て、早速老齢給付(掛金期間が15年以上で契約者の年齢が65歳以上の場合)を申込み、共済金の分割受取をすることとなった。(3ヶ月ごとに支給される額は31万3,000円)「国民年金と併せて月に14万円の収入があることは心強いことです」と老後が安泰であることを喜んでいる。

このような場合に 共済金等が受け取れます

※共済金等の額は、経済情勢等が大きく変化したときには変更されることもあります。

掛金月額10,000円の場合

掛金納付年数	5年	10年	15年	20年	30年	共済事由等
掛金合計額	600,000円	1,200,000円	1,800,000円	2,400,000円	3,600,000円	
共済金A	621,400円	1,290,600円	2,011,000円	2,786,400円	4,348,000円	●事業をやめたとき (個人事業主の死亡、会社等の解散を含みます。) ※配偶者、子への譲渡及び現物出資により個人事業を会社へ組織変更した場合を除きます。
共済金B	614,600円	1,260,800円	1,940,400円	2,658,800円	4,211,800円	●会社員等の役員の疾病、負傷または死亡による退職 (任意または任期満了による退職を除きます。) ●老齢給付(年齢が65歳以上で、掛金を15年以上納付した方は、請求することによりお受け取りいただけます。なお、老齢給付として受け取らずに、共済契約を継続することもできます。)
準共済金	600,000円	1,200,000円	1,800,000円	2,419,500円	3,832,740円	●会社等の役員の任意または任期満了による退職 ●配偶者、子への事業譲渡 ●現物出資により個人事業を会社へ組織変更し、その会社の役員にならなかつたとき
解約手当金	●掛金納付月数に応じて、掛金合計額の80%～120%相当額がお受け取りいただけます。 掛金納付月数が240ヶ月(20年)未満での受取額は、掛金合計額を下回ります。					●任意解約 ●掛金を12ヶ月分以上滞納したとき ●現物出資により個人事業を会社へ組織変更し、その会社役員になつたとき (なお、この場合において小規模企業者でないときは、準共済事由となります。)

5 経営セーフティ共済（倒産防止共済）制度

中小企業を連鎖倒産から守ります！
取引先が倒産した時に強い味方になります。



▶ 特 徴

- 最高3,200万円の共済金貸付が受けられます。
- 共済金貸付は無担保・無保証人・無利子です。
- 税法上の特典もあります。
- 一時貸付金制度もご利用できます。

▶ ご加入できる方

加入できる方は、次の条件に該当する中小企業者で、引き続き1年以上事業を行っている方です。

◆個人の事業主または会社での下表の「資本金等の額」または「従業員数」のいずれかに該当する者

業 種	資本の額または出資の総額	従業員数
製造業、建設業、運輸業その他の業種	3億円以下	300人以下
卸売業	1億円以下	100人以下
サービス業	5千万円以下	100人以下
小売業	5千万円以下	50人以下
ゴム製品製造業 (自動車または航空機タイヤ及びチューブ製造業 並びに工業用ベルト製造業を除く)	3億円以下	900人以下
ソフトウェア業または情報処理サービス業	3億円以下	300人以下
旅館業	5千万円以下	200人以下

▶ 毎月の掛金

- 毎月の掛金は、5,000円から8,000円まで、5,000円刻みで自由に選ぶことができます。
- 加入後は、増減額ができます。(ただし、減額する場合は一定の要件が必要です)
- 掛金は、掛金総額が320万円になるまで積み立てられます。

▶ 共済金の貸付条件

無担保・無保証人・無利子です。

返還期間は5年(据置期間6ヶ月)で貸付元金について毎月均等償還です。

加入者の声

マンション建設資材の販売を営んでいる中小企業者。2,200万円の債務超過を克服し、どうにか黒字計上できるまでに至った矢先、得意先の倒産により4,300万円もの不良債権を抱え、事態が急変した。その時、顧問税理士を通じ、4,300万円の不要債権の資金繰り等について次のような対応で、緊急事態を無事切り抜けることができた。

- 倒産防止共済制度から、急場の資金調達として1,200万円の借入を行った。
- 政府系金融機関に相談したところ、倒産防止共済制度からの借入が可能なことや、今後の経営計画等を説明したことで1,000万円の借入が可能となった。さらに、政府系金融機関の借入ができたので、A銀行からも1,000万円の融資が可能となった。
- 小規模企業共済制度の契約者貸付からもあわせて800万円の借入を行った。

政府系金融機関が融資に応じてくれたのは、倒産防止共済制度に加入しており、共済金貸付により大きな資金手当が可能であったことを知ったことが決め手になった。

また、A銀行の融資課長も「本当に政府系金融機関から借りられたのですか？」と驚きながらも倒産防止共済制度から事故額に見合う資金調達が可能であることや経営者の意欲と今後の経営計画を確認した上で融資に応じてくれた。

6 中小企業退職金共済制度

従業員のために退職金をご用意してみませんか？
中小企業の退職金を国がサポートします。

中退共制度は、法律で定められた社外積み立て型の退職金制度です。

▶ 特徴

- 国の助成 …… 掛金の一部を国が助成します。
 - 全額非課税 …… 有利な税法上の特典があります。
 - 簡単な管理 …… 毎月の掛金は口座振替です。
 - 掛金月額の変更 …… 掛金月額は加入後いつでも変更できます。(5,000円～30,000円)
 - 通算制度 …… 過去の勤務期間の通算や転職した場合の通算ができます。
 - 退職金支給 …… 機構・中退共から直接、従業員に支給されます。
- ※短時間労働者は、通常の従業員より低い特例掛金月額も選択できます。



▶ 加入条件

加入できるのは次の企業です。ただし、個人企業の場合は常用従業員数によります。

- ★一般業種（製造・建設業等） …… 常用従業員数300人以下 または 資本金・出資額3億円以下
- ★卸売業 …… 常用従業員数100人以下 または 資本金・出資金1億円以下
- ★サービス業 …… 常用従業員数100人以下 または 資本金・出資金5千万円以下
- ★卸売業 …… 常用従業員数 50人以下 または 資本金・出資金5千万円以下

従業員は原則として全員加入させてください。

- ★ただし、定年などで短期間内に退職することが明らかな従業員や、期間を定めて雇われている従業員等は加入させなくてもよいことになっています。
- ★ご注意 ①個人企業の場合、事業主および配偶者は加入できません。
②法人企業の場合、役員は原則として加入することができません。
③中小企業退職金共済法に基づく「特定業種（建設業、清酒製造業、林業）退職金共済制度」との従業員の重複加入はできません。

7 中小企業 PL 保険制度

PL事故において、法律上発生する賠償責任を幅広く保障いたします。

▶ ご加入できる方

全国各地の商工会議所、商工会、中小企業団体中央会傘下の協同組合等

	資本金	従業員数
小 売 業	5,000万円以下 または	50人以下
サ ー ビ ス 業	5,000万円以下 または	100人以下
卸 売 業	1億円以下 または	100人以下
製造業その他	3億円以下 または	300人以下

リコール費用担保特約も付加できます!

▶ お支払いする保険金

○保険金をお支払いする場合
本制度に加入した中小企業者の皆様が製造または販売した製品や、行った仕事の結果が原因で、他人の生命や身体を害するような人身事故や、他人の物を壊したりするような物損事故（これをPL事故といいます）が発生し、加入期間中に損害賠償請求が提起されたことについて、皆様が法律上の損害賠償金や争訟費用等の損害を被った場合に、保険金をお支払いいたします。

商工会の経営指導を受けている小規模事業者の方へ!
マル経融資制度をご利用ください!

特徴

- ①担保不要!
②保証人不要!
③低金利!

【申込の要件】

- ①商工会の経営指導を受けていること(原則6ヶ月以上)
②所得税、法人税、事業税等の義務納税額をすべて完納していること
③商工業者(最近1年以上事業を行っている事業者)

※日本政策金融公庫の非融資対象業種等は対象外

マル経融資制度 (小規模事業者経営改善資金融資制度)

融資対象	常時使用する従業員が 〔商業・サービス業: 5人以下 製造業・その他: 20人以下〕の事業者
融資額	1,500万円以内
返済期間	運転資金 7年以内(据置1年以内) 設備資金 10年以内(据置2年以内) ※元金返済据置期間は、ご希望の期間に設定できます。
融資利率	年1.65% (平成21年12月10日現在) ※最新の金利は商工会にご確認ください。
融資機関	沖縄振興開発金融公庫

商工会の「経営指導」と「融資の推薦」を受けた方が利用できる制度です。

マル経融資の利用により、月々のご返済負担が軽減できます。



(注) 元金返済据置期間がある場合は、月々のご返済負担額は変わります。

いま残っているマル経融資の借入残高も、新規融資で借換一本化が可能!

このパンフレットは商工会が取り扱っている各種共済制度の概要を紹介したものです。
詳しくは、各共済制度のパンフレットをご覧ください。商工会にお問い合わせ下さい。

お申し込み・お問い合わせは、お近くの商工会へ

沖縄県商工会連合会

〒901-0152 沖縄県那覇市小祿1831番地1 沖縄産業支援センター6階

TEL(098)859-6150

FAX(098)859-6149

http://www.oki-shokoren.or.jp